

北海道警察交通管制要領の制定について

平成27年3月6日

道本交規第3362号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察における交通管制については、これまで「北海道警察交通管制要領の制定について」(平6.4.1道本例規(交管)第17号。以下「旧通達」という。)に基づき実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察交通管制要領」を定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、平成27年4月1日付けで廃止する。

北海道警察交通管制要領

第1 目的

この要領は、道路交通に関する情報を正確かつ迅速に把握し、一元的に交通管制を実施することにより、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

1 交通管制

幹線道路における交通状況を一元的に把握し、交通状況の変化に即応した体系的な交通の処理を行うことをいう。

2 交通情報

次に掲げる道路における交通障害、道路使用及び交通渋滞（以下「交通障害等」という。）の情報をいう。

(1) 交通障害の情報

自然災害、異常気象、交通事故等による道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限に関する情報（道路使用の情報を除く。）をいう。

(2) 道路使用の情報

道路における工事若しくは作業又は各種イベント等の開催に伴う道路使用（以下「道路使用」という。）に関する情報をいう。

(3) 交通渋滞の情報

交通渋滞（車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね毎時20キロメートル以下になっている状態をいう。）に関する情報をいう。

3 交通渋滞度

交通渋滞の程度をいい、交通渋滞している車列の長さ（以下「渋滞長」という。）を基準として、次表のとおり区分する。

交通渋滞度	渋滞長
1	300メートル以上500メートル未満
2	500メートル以上1,000メートル未満
3	1,000メートル以上

注1 渋滞長とは、交通渋滞の主な原因となっている場所から交通渋滞している車両の最後端までの長さをいう。

2 交通渋滞の主な原因となっている場所が信号機が設置されている交差点の場合は、対面する信号機が青色の灯火の信号を表示した時点における渋滞長を測定するものとする。

3 交通渋滞が2以上の交差点に及んでいる場合は、交通渋滞発生 of 主な原因となっていると認められる交差点の交通渋滞度を測定するものとする。

4 広域交通管制

2以上の方面又は警察署管内に交通障害等の影響が及び、又は及ぶおそれがあり、道路交通の安全と円滑が図れないと認める場合において、交通管制を広域にわたって一元的に実施し、交通状況の変化に即応した体系的な交通の処理を行うことをいう。

5 交通管制システム

交通管制に必要な機器の総称をいう。

第3 交通管制システムの運用及び維持管理

警察本部交通規制課長及び方面本部の交通課長(以下「交通管制主務課長」という。)は、交通管制システムの運用及び維持管理の責任者として総括的な責任を負うものとする。

第4 交通管制センターの業務

警察本部交通規制課交通管制センター及び方面本部の交通課交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)においては、次の業務を行うものとする。

- 1 交通情報の収集、分析処理及び提供に関すること。
- 2 交通管制システムによる信号の地域制御、交通状況の監視及び誘導に関すること。
- 3 広域交通管制による交通障害等の通報に関すること。
- 4 緊急時における交通管制システムの操作及び警察官に対する交通規制等の指示に関すること。
- 5 その他交通管制に関すること。

第5 交通情報の収集

- 1 交通管制主務課長は、交通管制センターの交通情報収集装置及び警察通信施設を活用するほか、道路管理者、公益財団法人日本道路交通情報センター、報道機関等との連絡を密にし、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び道道(以下「対象道路」という。)における交通情報の収集に努めなければならない。
- 2 警察本部の交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長、方面本部の機動警察隊長並びに警察署長(以下「署長等」という。)は、各種警察活動を通じて、管内の対象道路に関する交通情報の収集に努めなければならない。
- 3 警察本部及び方面本部の所在地を管轄する警察署長(以下「署長」という。)は、対象道路以外の市道についても特に必要があると認めるときは、交通情報の収集に努めるものとする。

第6 交通情報の報告

- 1 道警察に勤務する警察官、事務職員及び技術職員(以下「職員」という。)は、職務遂行中において交通障害又は交通渋滞の発生を認知したときは、直ちにその状況を発生地を管轄する署長等又は交通管制主務課長に報告しなければならない。
- 2 署長等は、対象道路において別表第1に該当する交通障害若しくは交通渋滞の発生を認知したとき若しくは発生するおそれがあると認めるとき、又は道路使用が行われるときは、速やかに交通管制主務課長に報告するものとする。
- 3 前事項に規定する報告は、広域交通管制情報の通報連絡表(別記様式)により、電子メール又はファクシミリの方法により行うものとする。ただし、急を要するときは、電話により行うことができる。
- 4 警察本部通信指令課通信指令室及び方面本部の地域課通信指令室の指令係員等は、交通情報を受理したときは、交通管制主務課長に報告するものとする。

第7 交通情報の定時報告

- 1 交通管制主務課長は、交通渋滞が恒常的又は季節的に発生する場所における交通

情報を把握する必要がある場合には、交通情報を収集すべき地点（以下「交通情報収集地点」という。）及び時間を指定し、当該地点を管轄する署長等に対し、交通情報について報告を求めることができる。

- 2 前事項の規定による報告を求められた署長等は、交通情報収集地点に警察官を配置して、指定された時間ごとの交通情報を収集し、交通管制主務課長にその都度報告するものとする。

第8 交通管制主務課長の行う通報

1 他方面の交通管制主務課長に対する通報

交通管制主務課長は、収集した交通情報が別表第1に該当すると認めるときは、他方面の交通管制主務課長に通報しなければならない。

2 関係所属長等に対する通報

交通管制主務課長は、収集した交通情報のうち、各種警備、警衛、警護その他の警察活動に必要と認められるものについては、関係する所属長等にその状況を通報するものとする。

3 道路管理者に対する通報

交通管制主務課長は、収集した交通情報のうち、道路管理者において通行の禁止又は制限を行うことが適当であると認められるものについては、当該道路管理者にその内容を通報するものとする。

4 広域通報

交通管制主務課長は、収集した交通情報が他方面にまたがる対象道路に関するもので、かつ、別表第1に定める交通障害等の内容に該当すると認めるときは、別表第2の区分に応じて、警察庁、管区警察局（警視庁を含む。）及び府県警察本部に通報しなければならない。

- 5 第6の3の事項の規定は、第8の各事項に規定する通報について準用する。

第9 交通障害に対する措置

1 警察官の措置

警察官は、交通障害が発生し、又は交通の危険が生ずるおそれのある状況を認知したときは、直ちに危険表示、通行の禁止又は制限、現場にある車両等の運転者に対する指示その他危険を防止するための措置を講じた後、署長等にその状況を報告しなければならない。

2 署長等の措置

署長等は、前事項の規定による報告を受けたときは、交通管制主務課長に事案の概要を即報するとともに、交通規制等所要の措置を講じて交通の危険防止に努めなければならない。

第10 道路使用に対する措置

1 職員の措置

職員は、道路における工事若しくは作業又は各種イベント等の開催について道路使用の申請がなされた場合で、特に交通渋滞度2以上に該当する交通渋滞の発生が予想されるときは、署長に報告しなければならない。

2 署長の措置

前事項の規定による報告を受けた署長は、交通管制主務課長に事案の内容、道路

使用の許可条件、交通規制の実施計画等について通報するものとする。

第11 交通渋滞に対する措置

1 警察官の措置

警察官は、交通渋滞度2以上に該当する交通渋滞が発生し、当該道路における交通が著しく混雑するおそれがあると認められる状況を認知したときは、署長等にその状況を報告するとともに、手信号等による交通整理、通行の禁止又は制限、現場にある車両等の運転者に対する指示その他必要な措置を講じ、交通渋滞の解消に努めなければならない。

2 署長等の措置

署長等は、前事項に規定する報告を受けたときは、交通管制主務課長に交通渋滞の原因、渋滞長の区間及び現場措置について即報しなければならない。

第12 交通管制主務課長の指示

1 署長等に対する指示

交通管制主務課長は、交通障害若しくは交通渋滞が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は道路使用が行われる場合において必要があると認めるときは、署長等に対し必要な現場措置を指示し、又は署長等の実施する交通規制等の調整を行うものとする。

2 現場の警察官に対する直接指示

交通管制主務課長は、前事項の交通障害等に対処するため緊急に措置する必要があると認めるときは、直接現場の警察官に対し、交通整理、う回誘導、通行の禁止又は制限等の措置を執るよう指示することができる。

3 所属長に対する通報

交通管制主務課長は、前事項の規定により、現場の警察官に直接指示したときは、事後速やかに当該警察官の所属長にその内容を通報するものとする。

第13 広域交通管制の実施

1 交通部長等の指揮

北海道警察本部交通部長(札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部長。以下「交通部長等」という。)は、2以上の警察署管内に及ぶ広域交通管制を必要と認めるときは、関係する署長等に対し交通対策の実施について必要な措置を指示し、又は署長等の実施する交通規制等の調整を図るものとする。

2 方面本部相互間の調整

交通部長等は、2以上の方面管内に及ぶ広域交通管制を必要と認めるときは、相互に緊密な連絡を取り、交通規制、う回誘導等の措置が一元的に実施されるよう調整を図るものとする。

第14 警察官等の派遣要請

1 署長等の派遣要請

署長等は、第9、第10及び第11の措置を執るため必要があると認めるときは、交通部長等に警察官の派遣等を要請するものとする。

2 派遣命令等

交通部長等は、前事項の規定による要請を受けたとき又は広域交通管制を実施するため必要があると認めるときは、警察本部の交通機動隊長及び高速道路交

通警察隊長、方面本部の機動警察隊長並びに交通管制主務課長に対し、警察官の派遣等を命ずるものとする。

3 関係部長等に対する派遣要請

交通部長等は、前事項の規定により警察官の派遣等を命ずる場合において必要があると認めるときは、警察本部の関係部長等に対し、必要な要員の派遣等を求めることができる。

4 派遣された者に対する指揮

前2事項の規定により派遣された警察官は、交通部長等又は当該派遣を要請した署長等の指揮を受けるものとする。

第15 交通情報の提供

交通管制主務課長は、収集した交通情報を交通情報板その他の情報提供装置、公益財団法人日本道路交通情報センター、報道機関等を通じて運転者等に広報し、交通管制の実施について理解と協力が得られるように努めなければならない。

第16 交通管制計画の策定

1 署長等は、平素から管内における対象道路の交通実態等の把握に努め、交通障害又は交通渋滞が発生した場合に迅速かつ的確な交通管制が実施できるよう交通規制、う回路の設定等を検討し、交通管制計画を策定しておかなければならない。

2 署長等は、隣接警察署に関係のある交通管制計画を策定したときは、交通管制主務課長に通報しなければならない。

3 交通管制主務課長は、前事項の規定による通報を受けたときは、当該方面本部の交通管制主務課長と協議し、広域交通管制計画を策定しておかなければならない。

別記様式及び別表省略